

インターネットバンキングに係る不正送金事犯における不正プログラム一次解析要領の制定について

令和3年4月1日 警察庁丁情対発第204号、丁情解発第61号
警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課長、警察庁情報通信局情報技術解析課長から各管区警察局長、各管区警察情報通信部長、各警察情報通信部長、各府県（方面）情報通信部長、四国警察支局情報通信部長、警視庁生活安全部長、各道府県警察（方面）本部長宛て
（参考送付）警察大学校生活安全教養部長、警察大学校サイバーセキュリティ研究・研修センター所長、警察大学校附属警察情報通信学校長宛て

（概要）

インターネットバンキングに係る不正送金事犯における端末解析について、不正プログラムの検索・抽出等に特化した一次的な解析の要領を制定し、指示したものである。